

水質検査結果一覧表(水質基準項目)

環境水道部では、お客さまに安心してご使用いただける水道水をお届けするために、水道法に基づき水質検査を行っています。いずれの項目も、水道法の水質基準内となっております。安心してご利用ください。

採水日:令和8年1月13日(火)

水質基準項目	基準値	泉町浄水場出口	上馬伏配水場出口	殿島町	岸和田
基1	一般細菌	100集落数以下/ml	0	0	0
基2	大腸菌	検出されないこと	(-)	(-)	(-)
基3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	-	-	-
基4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下	-	-	-
基5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下	-	-	-
基6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下	-	-	-
基7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/l以下	-	-	-
基8	六価クロム化合物	0.02mg/l以下	-	-	-
基9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満
基10	シアン化物及び塩化シアン	0.01mg/l以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1.20	1.00	1.10
基12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下	0.10	0.08	0.09
基13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下	-	-	-
基14	四塩化炭素	0.002mg/l以下	-	-	-
基15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	-	-	-
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	-	-	-
基17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下	-	-	-
基18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	-	-	-
基19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	-	-	-
基20	ベンゼン	0.01mg/l以下	-	-	-
基21	塩素酸	0.6mg/l以下	0.08	0.06未満	0.08
基22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
基23	クロロホルム	0.06mg/l以下	-	-	-
基24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満
基25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	-	-	-
基26	臭素酸	0.01mg/l以下	0.002	0.001	0.002
基27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下	-	-	-
基28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満
基29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	-	-	-
基30	ブロモホルム	0.09mg/l以下	-	-	-
基31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満
基32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
基34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満
基35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満
基36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下	14.6	13.8	14.6
基37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
基38	塩化物イオン	200mg/l以下	22.0	18.0	20.0
基39	カルシウム、マグネシウム等	300mg/l以下	44	44	44
基40	蒸発残留物	500mg/l以下	98	100	100
基41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	-	-	-
基42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下	-	-	-
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	-	-	-
基44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	-	-	-
基45	フェノール類	0.005mg/l以下	-	-	-
基46	有機物(TOC)	3mg/l以下	0.7	0.7	0.7
基47	pH値	5.8以上8.6以下	7.4	7.4	7.5
基48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
基49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
基50	色度	5度以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満
基51	濁度	2度以下	0.2未満	0.2未満	0.2未満
	遊離残留塩素	0.1mg/l以上	0.6	0.7	0.6

【備考】

- : 東部三市共同検査による項目
- : 市町村共同検査による項目

水質検査計画で定められた検査頻度に基づき検査を実施しています。

試験成績の表記方法について

平成15年10月10日付け健水発第1010001号 厚生労働省健康局水道課長通知により、水質基準項目及び水質管理目標設定項目(農薬類を除く。)に関する水質検査方法における定量下限は、原則として基準値及び目標値の10分の1であること。ただし、非イオン界面活性剤に係る検査方法の定量下限は基準値の4分の1であることとされています。